

こども・ほっとそうだん

つうしん だい ごう
通信 第4号



学校行事の秋、げいじゅつの秋、そして食よくの秋。みなさんは、どんな秋をむかえていますか。あさか市『こども・ほっとそうだん』は、こどもの権利(けんり)を大切に、ひみつを守って、みなさんのどんなお話も、いっしょに考えます。

だれにも言えなかったこと、『こども・ほっとそうだん』に相談してみませんか。



こ

ど

も

の

け

ん

り



『こどもの権利(けんり)』を知っていますか ④

こどもの権利条約には、4つの原則(基本的な考えかた)があります。

1つめは、『差別されない権利』、2つめは、『こどもの最善の利益』でしたね。

こんかいは、原則3つめ『命を守られ成長できること』です。

すべてのこどもは、命が守られ、もって生まれた能力をじゅうぶんにのびしながら成長できる権利があります。たとえば、学校などで学べて、病気やけがのときはちりょうを受けられて、ぼう力やまずしさから守られて、安心して生きていけることです。

みんなの命と、毎日の生活につながる、大切な権利ですね。



こども・ほっとそうだん

そうだんほうほう
相談方法

電話

会って相談
よやく
(予約してね)

手紙

相談
フォーム



相談フォーム



せんもん
専門の相談員は水曜日・金曜日

午前9時30分～午後4時30分 ※祝日、年末年始はおやすみです。

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分も電話できます。

